

平成 25 年度東京医療保健大学動物実験に関する自己点検・評価報告書

東京医療保健大学動物実験委員会

東京医療保健大学においては、動物実験に当たっては「動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号、以下「動物愛護法」という。）」、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成 18 年 4 月 28 日環境省告示第 88 号、以下「飼養保管基準」という。）」及び文部科学省が策定した各研究機関における適正な動物実験等のあり方についての基本的考え方である「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成 18 年 6 月 1 日文部科学省告示第 71 号、以下「基本指針」という。))」を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン(平成 18 年 6 月 1 日日本学術会議、以下「ガイドライン」という。))」を参考に、より具体的な実施方法を定めた「東京医療保健大学動物実験委員会規程」(25.12.4 制定・施行)に基づき、平成 25 年度に実施した動物実験に関して次のとおり点検・評価を行いました。

1. 平成 25 年度においては、東京医療保健大学は社会への説明責任を果たすために学長の責任のもとに東京医療保健大学における動物実験の実施体制を整備することとし、本学の最高意思決定機関である大学経営会議の審議・承認を経て「東京医療保健大学動物実験委員会規程」を制定いたしました(25.12.4)。これに伴い「東京医療保健大学医療保健学部動物実験委員会規程」を廃止するとともに「東が丘看護学部研究倫理・安全委員会規程」の一部改正を行いました。なお、「東京医療保健大学動物実験委員会規程」は本学ホームページに掲載いたしました。
2. 平成 25 年度においては東が丘看護学部看護学科小宇田智子講師による研究課題「ストレス性記憶障害に対する食品成分の予防効果と作用機序の解明」においてラットを使用した動物実験が行われました。
動物実験委員会においては、動物実験責任者である東が丘看護学部看護学科小宇田智子講師及び東が丘看護学部における実験動物及び施設等を管理する管理者である山西文子東が丘看護学部長からの「動物実験に関する自己点検表(平成 25 年度)」「実験動物飼養管理報告書(平成 25 年度)」及び「動物実験実施状況報告書」の調査資料により検証を行った結果、動物実験は「基本指針」及び「東京医療保健大学動物実験委員会規程」に基づき適切に行われたと評価いたしました。

3. 「東京医療保健大学動物実験委員会規程」第 32 条においては「動物実験等に関する規程、実験動物の飼養保管の状況、自己点検・評価、検証の結果、実験動物の飼養及び保管状況等の公開を年に 1 回行う。」と定めていることから、社会への説明責任を果たすため「東京医療保健大学動物実験に関する自己点検・評価報告書」、動物実験責任者及び管理者から提出された「動物実験に関する自己点検表（平成 25 年度）」「実験動物飼養管理報告書（平成 25 年度）」及び「動物実験実施状況報告書」を本学ホームページに公開いたします。

本学においては、今後も動物実験に当たっては関係法令等に基づき適正に実施することとし、動物実験実施体制の万全を期してまいります。